

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	国民健康保険資格・給付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南砺市は、国民健康保険資格・給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南砺市長

公表日

令和5年8月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険資格・給付事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法の規定に基づき、被保険者の資格管理及び保険給付に関する事務を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務(業務)で取り扱う。</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格取得、資格喪失、種別変更等の確認及び勸奨等による資格の適正化事務 ・被保険者証、高齢受給者証、限度額適用認定証等の申請受理、交付、再交付、回収、更新及び検認 ・被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する ・出産育児一時金、高額療養費、療養費、葬祭費等の申請受理及び支給決定 ・医療機関等からのレセプトの審査及び医療機関等への保険者負担分の支払事務 <p>なお、番号法の別表第二を基に南砺市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システムに係る事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を經由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険資格システム ・国保総合システム ・KDBシステム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名(連携)システム ・中間サーバ ・国保情報集約システム ・コクホラインシステム ・医療保険者向け中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格・給付特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一(30の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>[別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 1, 2, 3, 4, 5, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 87, 93, 97, 106, 109及び119の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3 ※30の項に係る主務省令は未制定</p> <p>[別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 42及び43の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条及び第25条の2</p> <p>・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南砺市役所総務課総務係 情報公開・個人情報保護担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-52-6340

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	北島 清	健康課長 叶山 勝之	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	①健康課 ②健康課長 叶山 勝之	①市民生活課 ②市民生活課長 荒木 信人	事後	
平成28年10月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(30の項) 番号法第9条第2項 南砺市国民健康保険条例1条 国民健康保険法	・番号法第9条第1項 別表第一(30の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・番号法第9条第2項 南砺市国民健康保険条例第1条 国民健康保険法	事後	
平成28年10月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] (1, 2, 3, 4, 5, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 87, 93, 97, 106, 109の項) [別表第二における情報照会の根拠] (42, 43の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 1, 2, 3, 4, 5, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 87, 93, 97, 106及び109の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条及び第53条※12、15、17、22、30、33、39、58、78及び109の項に係る主務省令は未制定 [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 42及び43の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条※43の項に係る主務省令は未制定	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 1, 2, 3, 4, 5, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 87, 93, 97, 106及び109の項(以下省略) ※12、15、17、22、30、33、39、58、78及び109の項に係る主務省令は未制定	[別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 1, 2, 3, 4, 5, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 87, 93, 97, 106, 109及び120の項(以下省略) ※12、15、17、22、30、33、39、58、78、109及び120の項に係る主務省令は未制定	事後	
平成29年12月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 1, 2, 3, 4, 5, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 87, 93, 97, 106, 109及び120の項(以下省略) ※12、15、17、22、30、33、39、58、78、109及び120の項に係る主務省令は未制定	[別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 1, 2, 3, 4, 5, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 87, 93, 97, 106, 109及び119の項(以下省略) ※12、15、17、22、30、33、39、58、78、109及び119の項に係る主務省令は未制定	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	②市民生活課長 荒木 信人	②市民生活課長 船藤 統嗣	事後	
平成30年6月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一(30の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・番号法第9条第2項 ・南砺市国民健康保険条例第1条 ・国民健康保険法	・番号法第9条第1項 別表第一(30の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>[別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 1, 2, 3, 4, 5, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 87, 93, 97, 106及び109の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条及び第53条※12、15、17、22、30、33、39、58、78及び109の項に係る主務省令は未制定</p> <p>[別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 42及び43の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条※43の項に係る主務省令は未制定</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>[別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 1, 2, 3, 4, 5, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 87, 93, 97, 106, 109及び119の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3 ※30の項に係る主務省令は未制定</p> <p>[別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 42及び43の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条及び第25条の2</p>	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	②市民生活課長 船藤 統嗣	課長	事後	様式変更による
令和1年6月27日	IV リスク対策	記載なし	新規追加	事後	様式変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	<p>国民健康保険法の規定に基づき、被保険者の資格管理及び保険給付に関する事務を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務(業務)で取り扱う。</p> <p>【業務内容】 資格事務 ① 被保険者の資格取得、資格喪失、種別変更等の確認及び勸奨等による資格の適正化事務 ② 被保険者証、高齢受給者証、限度額適用認定証等の申請受理、交付、再交付、回収、更新及び検認</p> <p>① 出産育児一時金、高額療養費、療養費、葬祭費等の申請受理及び支給決定 ② 医療機関等からのレセプトの審査及び医療機関等への保険者負担分の支払事務</p>	<p>国民健康保険法の規定に基づき、被保険者の資格管理及び保険給付に関する事務を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務(業務)で取り扱う。</p> <p>【業務内容】 資格事務 ① 被保険者の資格取得、資格喪失、種別変更等の確認及び勸奨等による資格の適正化事務 ② 被保険者証、高齢受給者証、限度額適用認定証等の申請受理、交付、再交付、回収、更新及び検認 ③ オンライン資格確認等を含む被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分判定の確認給付事務</p> <p>① 出産育児一時金、高額療養費、療養費、葬祭費等の申請受理及び支給決定 ② 医療機関等からのレセプトの審査及び医療機関等への保険者負担分の支払事務</p>	事前	オンライン資格確認業務の開始に対応するため
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険資格システム ・国保総合システム ・KDBシステム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名(連携)システム ・中間サーバー 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険資格システム ・国保総合システム ・KDBシステム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名(連携)システム ・中間サーバー ・国保情報集約システム 	事前	オンライン資格確認業務の開始に対応するため
	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一(30の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一(30の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項 	事前	オンライン資格確認業務の開始に対応するため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 1, 2, 3, 4, 5, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 87, 93, 97, 106, 109及び119の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3 ※30の項に係る主務省令は未制定	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 1, 2, 3, 4, 5, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 87, 93, 97, 106, 109及び119の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3 ※30の項に係る主務省令は未制定	事前	オンライン資格確認業務の開始に対応するため
令和2年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①市民生活課 ②課長	①健康課 ②健康課長	事後	
令和3年2月26日	IV リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	記載なし	新規追加	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒939-1596 富山県南砺市苗島4880番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-22-1114	〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL0763-23-2003 FAX0763-52-6340	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 <p>[別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 1, 2, 3, 4, 5, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 87, 93, 97, 106, 109及び119の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3 ※30の項に係る主務省令は未制定</p> <p>[別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 42及び43の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条及び第25条の2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 <p>[別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 1, 2, 3, 4, 5, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 87, 93, 97, 106, 109及び119の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3 ※30の項に係る主務省令は未制定</p> <p>[別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 42及び43の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条及び第25条の2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 	事前	
令和4年10月21日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	3)1万人以上10万人未満	2)1,000人以上1万人未満	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(前略) 【業務内容】 資格事務 ①被保険者の資格取得、資格喪失、種別変更等の確認及び勸奨等による資格の適正化事務 ②被保険者証、高齢受給者証、限度額適用認定証等の申請受理、交付、再交付、回収、更新及び検認 ③オンライン資格確認等を含む被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分判定の確認給付事務 ①出産育児一時金、高額療養費、療養費、葬祭費等の申請受理及び支給決定 ②医療機関等からのレセプトの審査及び医療機関等への保険者負担分の支払事務	(前略) 【業務内容】 ・被保険者の資格取得、資格喪失、種別変更等の確認及び勸奨等による資格の適正化事務 ・被保険者証、高齢受給者証、限度額適用認定証等の申請受理、交付、再交付、回収、更新及び検認 ・被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する ・出産育児一時金、高額療養費、療養費、葬祭費等の申請受理及び支給決定 ・医療機関等からのレセプトの審査及び医療機関等への保険者負担分の支払事務 なお、番号法の別表第二を基に南砺市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			<p>機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システムに係る事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、本市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を經由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、本市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 		
令和5年8月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険資格システム ・国保総合システム ・KDBシステム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名(連携)システム ・中間サーバー ・国保情報集約システム 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険資格システム ・国保総合システム ・KDBシステム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名(連携)システム ・中間サーバー ・国保情報集約システム ・コクホラインシステム ・医療保険者向け中間サーバー 	事後	
令和5年8月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	